

総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデント
イニシアティブ実践教育プログラム」実施要項

平成 19 年 3 月 16 日
文化科学研究科専攻長会議承認

第 1 総 則

(趣旨)

- 1 この要項は、総合研究大学院大学文化科学研究科「スチューデント イニシアティブ実践教育プログラム」（以下「本プログラム」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(目的)

- 2 本プログラムは、総合研究大学院大学文化科学研究科（以下「本研究科」という。）の学問諸分野における先導的で国際的に活躍できる高度な専門的知識及び能力を本研究科の学生に修得させるとともに、人間の文化活動並びに人間と社会、技術及び自然との関係に係る関連諸分野と有機的に連動できる創造性豊かで優れた専門応用能力を備える若手研究者の育成を目的とする。

(対象となる事業)

- 3 本プログラムの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業群その他の附帯事業とする。これら事業群に置く事業及び附帯事業は、第 2 から第 4 までに定める事項を除き、研究科長が別に定める。
 - (1) 大学共同利用機関活用事業群
 - (2) 学生企画教育推進事業群
 - (3) プレゼンテーション事業群
 - (4) レフェリージャーナル事業群
 - (5) e-learning 事業群
 - (6) その他研究科長が承認した事業群
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、本プログラムの事業内容、実施経過及び成果等をホームページ等を活用して公表し、他の大学院及び学生を含め社会に広く情報提供する附帯事業

(企画運営の組織)

- 4 本プログラムの企画運営は、本研究科の専攻長会議において実施する。

(事業の取扱い)

- 5 本プログラムの実施にあたっては、特定教育研究経費採択条件等に定めるもののほか、この要項の定めるところに従い、事業を実施するものとする。ただし、本研究科の専攻の判断により、次項に定める事業経費以外の経費を用いて、当該事業の充実又は拡充することを妨げるものではない。

(事業経費)

- 6 本プログラムの実施に要する事業経費は、特定教育研究経費「有機的に連動した文化科学教育の推進に関する実践的研究」及び「文化科学研究科学生企画教育推進プロジェクト」並びに標準教育研究経費「専攻運営費拠出金」とする。

(事業経費の算定基準及び経理処理)

- 7 本プログラムの実施に要する事業経費の算定基準及び経理処理は、第 2 から第 4 までに定め

るもののほか、本研究科の専攻を置く大学共同利用機関及び独立行政法人(以下「基盤機関」という。)において事業経費を執行する場合は当該基盤機関に適用される会計規則その他の会計規程等によるものとし、それ以外の場合は国立大学法人総合研究大学院大学会計規則(平成16年法人規則第10号)その他の会計規程等によるものとする。

(事業経費の送金処理)

- 8 事務局は、本研究科が別に定めるところにより、本プログラムの実施に要する事業経費を当該専攻を置く基盤機関に送金するものとする。

第2 学生企画委員事業

(第1の3(1)、(2)、(3)及び(5)関連事業)

(事業の取扱い)

- 1 本プログラムの事業を推進するために、本研究科の専攻に学生企画委員を配置する。

(対象者)

- 2 学生企画委員の対象者は、本研究科の専攻の学生(休学者又は留学期間中の者を除く。)であって、学生の所属専攻を置く基盤機関においてリサーチアシスタント又はティーチングアシスタントとして雇用されている者とする。

(学生企画委員の業務)

- 3 学生企画委員は、リサーチアシスタント又はティーチングアシスタントとして雇用する基盤機関が定めた業務を遂行するもののほか、本プログラムの事業を推進するとともに、所属する専攻の専攻長及びイニシアティブ委員の指導又は助言を得て、学生の研究活動等に対する研究的又は教育的支援に係る次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 学生が所属する専攻以外の専攻を置く基盤機関の研究環境を活用するときに、当該学生の研究計画作成等の相談又は助言、並びに当該基盤機関における研究活動等の支援を行う業務
 - (2) 学生が所属する専攻が実施する中間論文報告会又は博士論文公開審査会、もしくは当該専攻を置く基盤機関が実施する研究会その他の事業に係る情報収集又は学生周知等支援業務
 - (3) 本研究科の専攻の教員及び学生の最新研究活動情報に係るコンテンツ制作支援業務その他 e-learning 配受信等に係る研究的又は教育的支援業務
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、文科フォーラムその他の事業遂行により学生の研究能力又は教育能力の開発、育成に資すると専攻長が認めた業務

(学生企画委員に係る雇用経費の送金額算定基準)

- 4 学生企画委員に係る雇用経費の送金額算定基準は、学生の年間授業料相当額を目安とし、リサーチアシスタント又はティーチングアシスタントとして雇用する基盤機関が定めた1時間当たりの給与単価を基準として本研究科が別に定める。

(学生企画委員に係る雇用経費の送金処理)

- 5 事務局は、本研究科が別に定めるところにより、学生企画委員に係る雇用経費を当該専攻を置く基盤機関に送金するものとする。

第3 学生派遣事業(第1の3(1)、(2)及び(3)関連事業)

(事業の取扱い)

- 1 学生派遣事業は、学生が専攻の枠を超えた教育研究活動を推進し、国内外に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の養成を目的とするものであって、次の各号に掲げ

るものを対象とする。

- (1) 本研究科が選定した国内外の国際会議等であって、博士論文研究に直接関連する派遣計画
その他国内外での学生派遣事業目的に資すると認めたもの。
- (2) 学生自らが企画した研究計画等を基盤機関又は国内外の教育研究機関その他の場所にお
いて行う研究活動等であって、学生派遣事業の目的に資すると認めたもの。
- (3) 国内外において開催される国際会議等において研究成果発表等を行うもの。
- (4) 前3号に準ずるものと研究科長が認めた国内外の学生派遣事業

(学生派遣事業に係る派遣経費の送金額算定基準)

- 2 学生派遣事業に係る派遣経費の送金額算定基準は、学生が最初の派遣場所に到着した初日か
ら14日以内の滞在期間並びに往路及び往復に要する旅行期間とし、当該学生の所属専攻を置
く基盤機関に適用される旅費規程に定める鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊料及び文献史料収集等
に必要な経費の合計相当額とする。ただし、学生の派遣計画等の必要性から研究科長が特に認
めた場合は、その派遣期間を延長した送金額算定基準とすることができる。

(学生派遣事業に係る派遣経費の手続き)

- 3 学生派遣事業に係る派遣経費の手続きは、学生の所属専攻を置く基盤機関において定める。

(学生派遣事業に係る派遣経費の送金処理)

- 4 事務局は、本研究科が別に定めるところにより、学生派遣事業の実施に要する事業経費を当
該専攻を置く基盤機関に送金するものとする。

第4 レフェリージャーナル事業 (第1の3(4)関連)

(事業の取扱い)

- 1 レフェリージャーナル事業は、「総研大文化科学研究」編集規程(平成16年1月27日文化
科学研究編集委員会決定)並びに「総研大文化科学研究」編集作業及び取扱要領(平成16年
1月27日文化科学研究編集委員会決定)に基づき実施するものとする。

(謝金の支給基準)

- 2 レフェリージャーナル事業における論文査読者の査読料は、論文1件につき3万円とし、ア
ドヴァイザリー・ボード委員の謝礼は、年1回の刊行につき3万円とする。

第5 雑 則

(本プログラムの事務)

- 1 本プログラムの事務は、基盤機関管理部の協力を得て、事務局学務課において処理する。

(適用の期間及び見直し)

- 2 この要項は、平成19年度特定教育研究経費事業の期間である平成20年3月31日まで適用
し、この適用の期間における事業の実績及び成果等に基づき、本プログラムの見直しを含め必
要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

- 3 この要項に定めるもののほか、本プログラムの実施及び事業経費の執行その他必要な事項に
ついては、本研究科の専攻長会議の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 廃止された総合研究大学院大学文化科学研究科「総合日本文化研究実践教育プログラム」実施要項（平成 17 年 11 月 18 日学長裁定）に基づく文部科学省研究拠点形成費等補助金（若手研究者養成費）の補助事業財産の基盤機関における管理その他の補助事業に関する権利及び義務は、本プログラムが引き継ぐものとする。